



あなたの暮らしを サポートします

相談無料

秘密厳守

東根市生活自立支援相談窓口(市委託事業)

こんな悩みや困りごとを抱えこんでいませんか？



- ✓ 収入が不安定で、生活費のやりくりに困っている
- ✓ 仕事を失って将来が不安、仕事が長続きしない
- ✓ 借金や税金、公共料金などの滞納がある
- ✓ 家賃を払えず住むところが心配
- ✓ 社会との関わりに不安がある
- ✓ 病気や心身の不調、家族の問題などで悩んでいる
- ✓ 悩みが多くどこから解決していいのかわからないなど



一人で悩まず、お気軽にご相談ください

専門の支援員があなたに寄り添いながら、
他の専門機関と連携して、問題解決に向けて支援していきます

- * 様々なお困りごとに対応する総合相談窓口です
- * 相談窓口にお越しいただけない場合は訪問します
- * 資金の貸付相談や緊急的な食糧支援も行っています
- * 積極的な就職活動により「家賃相当額」を支給します
(支給要件についてはお問い合わせください)



東根市生活自立支援相談窓口 (東根市社会福祉協議会内)

〒999-3711 東根市中央一丁目3番5号 受付時間 平日8:30~17:15

電話 0237-41-2361



😊 相談できる方は？

- ・ 最低限の生活の維持が困難になるおそれのある方（生活保護を受けていない方）
- ・ 経済的な問題で生活に困っている、仕事がみつからない、家賃を払えない、家族のことが心配、社会にでるのが恐い、将来が不安、どこに相談したらいいかわからない…など、**年齢制限なくどなたでもご相談ください。**

😊 相談支援の流れは？

① まずは、お気軽に相談窓口へご連絡ください



② 相談員がお困りごとをお聞きします

何らかの理由でお越しいただけない場合には、電話、自宅訪問など、様々な方法で相談に対応します。

③ 一人ひとりにあった支援プランを作成します

プランを作成しない場合でも、ご本人の同意の上、他の専門機関と連携し必要な支援を行います。

④ プランに沿って自立に向けた支援を行います

課題を解決しながら、
自立を目指しましょう

生活が安定するまでの間、継続的に支援します。



😊 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します



離職などにより住居を失うおそれの高い方などには、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

相談窓口は
こちら

東根市 生活自立支援相談窓口
(社会福祉法人東根市社会福祉協議会)

【日 時】 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

【住 所】 東根市中央一丁目3番5号
(東根市ふれあいセンター内)

【電 話】 0237-41-2361

